

福島県指定重要文化財の指定について

平成29年5月31日

郡山市文化スポーツ部文化振興課

担当：国分 俊徹

TEL：924-2661

福島県教育委員会では、県の区域内にある文化財について調査及び審議等を行い、県にとって重要なものを福島県指定重要文化財に指定しています。

この度、郡山市及び個人が所有する「守山藩御用留帳」が下記のとおり福島県指定重要文化財に指定されました。

記

- 1 文化財の名称 「もりやまはんごようどめちよう守山藩御用留帳」
- 2 種 別 福島県指定重要文化財（古文書）
- 3 指定年月日 平成29年4月7日
- 4 通 知 日 平成29年5月30日
- 5 概 要 別紙のとおり

別紙 福島県指定重要文化財の指定について

1 名称及び指定番号

「守山藩御用留帳」(指定番号：古文第15号)

2 種別

福島県指定重要文化財(古文書)

3 指定年月日

平成29年4月7日

4 所在地

歴史資料館(郡山市麓山一丁目8番3号)及び個人所蔵

5 指定理由抜粋

今回指定する「守山藩御用留帳」は県内に存する142冊で、内訳は郡山市が所有する141冊と個人が所有する1冊である。こうした藩政史料で、県内に残るのは、会津藩の「家世実記」や中村藩の「相馬藩世記」など限られており、非常に貴重な史料であり、県内に存する142冊について指定し、いっそうの保存と活用を図るものである。

6 守山藩について

徳川御三家のひとつである水戸藩の支藩。元禄13(1,700)年に、頼貞が五代将軍綱吉から田村郡守山等を拝領したことにより守山藩が成立。領地は陸奥国田村郡と常陸国行方郡・鹿島郡・茨城郡の二万石。藩主は江戸定府で、陣屋を設け支配していた。

7 守山藩御用留帳の概要

守山藩御用留帳は、守山藩が成立した元禄13(1,700)年から慶応3(1867)年までに至る168年間にわたる守山陣屋における政務日誌であり、歴史資料館には141冊が保管されているほか、東北大学で1冊、個人で1冊保管していることが確認されている。

守山藩御用留帳は、比較的保存状態が良く、江戸時代の支配機構や米穀の流通、地芝居の巡業、目明しの実態、農民の湯治など、庶民生活の実態をより確かなものにする事が出来る貴重な史料群である。

【守山藩御用留帳】



村方騒動 ~守山藩~

守山藩内村方騒動

| 項目 | 山内村 | 大 | 土 | 山 | 名 | 数 | 込 | 計 |
|----|-----|---|---|---|---|---|---|----|
| 元 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 |
| 定 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 |
| 正 | 2 | 4 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 10 |
| 元 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 |
| 文 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 |
| 寛 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 |
| 文 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 |

陣屋役人の不正 ~青木専三郎の解職~

弘化2年(1845)8月に、守山陣屋役人の青木専三郎は、解職の命を受けた。青木は、天保14年8月に松川陣屋に召し抱えられ、翌9月に守山陣屋役人に任命された人で、もともと松川在住の人であった。

守山藩は、奥州守山・常陸松川に陣屋を置き支配体制の基本としたために、地方の名主層が支配体制のなかに参加していた。文化元年に、藩は二陣屋に対して陣屋役人の不足はその地方で雇い入れるように達しを出している。守山藩は、これ以後に陣屋役人の補充は、地方の有能な人物を採用することを基本とした。青木の採用もこれによるものであった。

弘化元年7月に藩は、藩財政の再建を目標にした藩政改革を行なった。主君は後継令の職歴と勘定所の仕立替えであったが、これに伴って増加した家臣や給人の整理も実施した。青木の解職がそのためであることは、青木の解職通知に「此度御人減二而永々御職」から知られる。しかし、解職の一義の原因は当時の郡奉行山口左市との対立(意見)である。

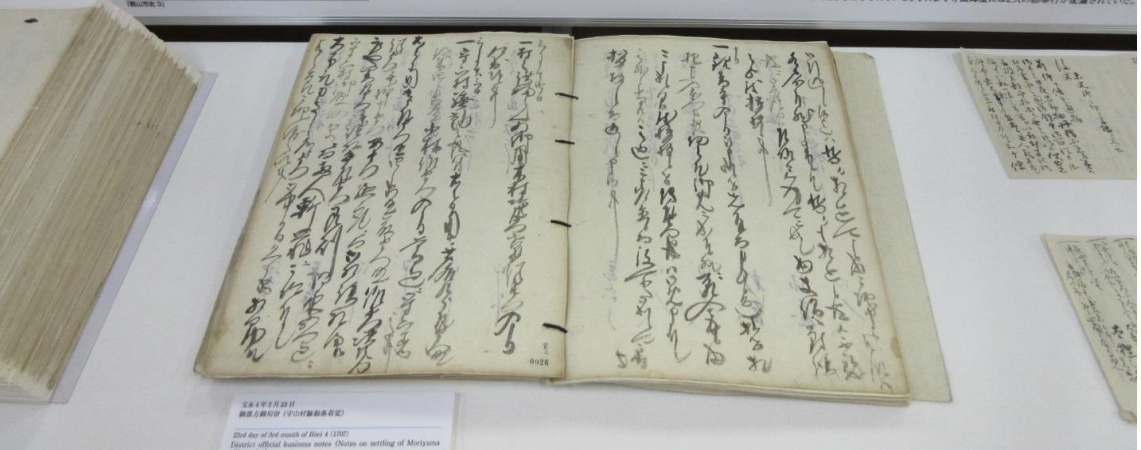
代官不正の直訴

解職された青木は、8月中には守山藩を離れたようである。松川の実家へ戻すべく江戸へ登った。

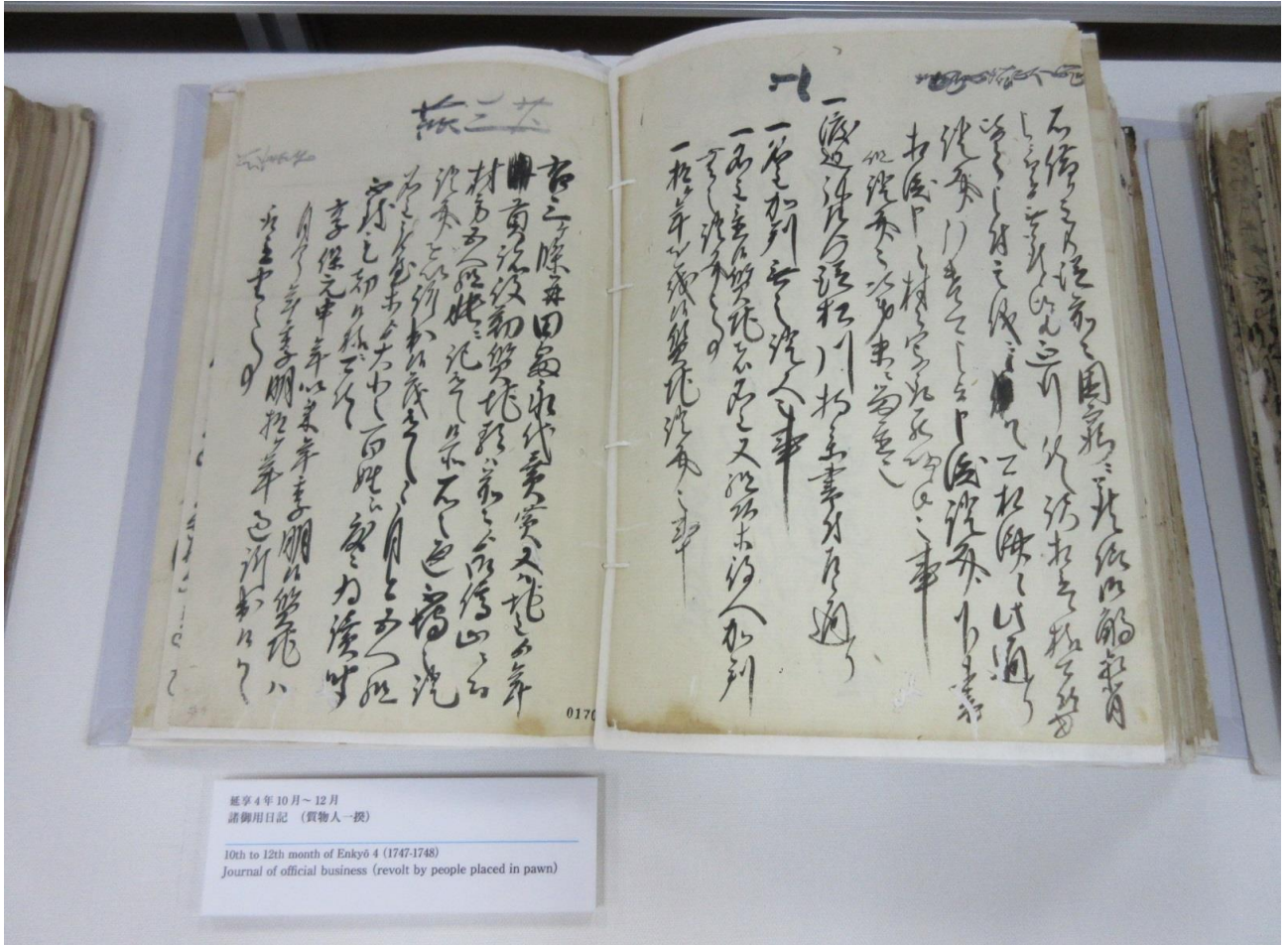
同年10月11日に、青木は藩の御用人千葉権平に当って85カ条にわたる不正の提出した新状の条文は85カ条であるが、青木は新状で、35カ条は時味で申上ったについては、何も伝えられていないが、代官の郷村支配の不正態・賄賂による村へあったと推考される。このような不正は山口左市1人ではなかったようで、綱紀厳正を村へ青木のこの直訴は、解職によってその態度が決まったのであるが、在職中にも山口弘化元年と同様の失部右衛門と相談の上で上新したことがあった。しかし、この時には、これが青木の解職の原因ともなった。

青木は、「人減し」のため解職されたが、この時、守山陣屋では青木ただ1人が解職された環とした役人の整理問題に元年の上新に起因して、その最初の権玉に上ったのが青木専三郎直訴のため出府した青木は、無難に止宿しながら新状の成否を持っていた。上行舎村を青木には、この新状に掛けた青木の心意が知られる。当時、従父や直訴は固く禁じられていた情の直訴であった。

そして、この事件を依名手本忠臣蔵にみたくて「御笑草芝居奉行」として配役をついている直(吉良上野介)は山口左市で、大星由良之助(大石内蔵介)には三城目村の会田一二をあてて、代官不正を私訴す青木専三郎の直訴の結果、翌9年7月に守山陣屋御付郡奉行として、本家水一衛門が派遣された。これは藩内取締りと郡奉行の監視役という名目で派遣されたものであった。弘化元年4月2日に江戸出府を命じられている。それまで守山陣屋には2人の郡奉行が配属されていた。



2nd day of 3rd month of Eisei 1 (1857)
Historical official business notes (Notes on setting of Maruyama (Utsunomiya))



【指定書】

